

三木町教育委員会告示第8号

三木町学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

三木町教育委員会教育長 間嶋 浩

三木町教育委員会規則第3号

三木町学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

三木町学校給食費の徴収に関する規則（令和5年三木町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保護者が負担する学校給食費の特例）

- 3 小学校の児童及び中学校の生徒の学校給食費については、令和7年度の第9期（2月）及び第10期（3月）の納付分の学校給食費を免除する。

附 則

この規則は、令和8年2月25日から施行する。